

消防法令上の基準について

令和4年2月8日

総務省消防庁

消防法令上の基準について

雑居ビルの主な消防用設備等

設備	設置が必要な建物(主なもの)	当該建物における消防用設備等	当該建物における設置状況
消火器 (令第10条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3階以上の階で、床面積50㎡以上(当該階に設置) ・ 1階又は2階の飲食店は、床面積にかかわらず設置(当該階に設置) ・ 物品販売店で、床面積150㎡以上(当該階に設置) 	設置義務あり (3階以上の階で、床面積50㎡以上(当該階に設置))	設置あり
屋内消火栓設備 (令第11条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療所で、床面積2,100㎡以上 (当該階に設置) ・ 4階以上の階で床面積が450㎡以上 (当該階に設置) 	設置義務なし	自主設置あり
スプリンクラー設備 (令第12条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11階建て以上の建物(全階に設置) 	設置義務なし	設置なし
自動火災報知設備 (令第21条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 延べ面積300㎡以上(全階に設置) ・ 診療所等が3階以上の階に存し、直通階段が2以上設けられていないもの(全階に設置) 	設置義務あり (延べ面積300㎡以上(全階に設置)) (診療所等が3階以上の階に存し、直通階段が2以上設けられていないもの(全階に設置))	設置あり
避難器具(救助袋等) (令第25条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 階段が1つの建物の場合は、収容人員が10人以上となる階(3階以上の階)に設置が必要。 ・ 診療所の場合は、収容人員が20人以上(下階に物品販売店がある場合は10人以上) (当該階に設置) ※収容人員は①～③を合計して算出 ①医師、歯科医師、助産師、薬剤師、看護師その他の従業者の数 ②病室内にある病床の数 ③待合室の床面積を3㎡で除して得た数	設置義務なし(収容人員10人未満)	設置なし (火災原因調査の結果、階段室に避難はしご及び収納箱が置かれていた。)
誘導灯 (令第26条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全階に設置 	設置義務あり (全階に設置)	設置あり
連結送水管 (令第29条)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7階建て以上の建物(3階以上の階に設置) 	設置義務あり (7階建て以上の建物(3階以上の階に設置))	設置あり

※ なお、消防用設備等の点検及びその報告については、実施されていなかった。

ガソリンの詰替えに関する基準

給油取扱所(ガソリンスタンド)等の危険物施設において、ガソリンを容器に詰め替えて販売する場合には、

①顧客の本人確認、②使用目的の確認、③販売記録の作成を行うことが義務づけられている(危規則第39条の3の2)。